

要するに、職令の場合に於ては、

第八條 幹部會の總務部長は總務部長の副會長を以て之を補佐するものとす

第九條 臨時本部員は幹部會の資格より之のとなす

第十條 臨時本部員は本部の事務に専ら従事する者以下三名の範囲に於て之を定むるものとす

第十一條 臨時本部員は幹部會の承認を得たるものとす

第十二條 幹部會の職務に關し幹部會の決議と協同する場合同様に之を遂行するものとす

第十三條 各支部長は幹部會へ前月の支部事務報告及び他部員との連絡の報告を

為すものとす

第十四條 本規程は幹部會の三分の二以上の賛成に依り改正するものとす

附 則

本規程は組合規約と共に適用する

第十五條 幹部會の第五、十一條を追加し、

第十五條 幹部會の第五、十一條を追加し、